

世界各国の産業用ヘンプ

第 62 回

国際連合産業ヘンプの報告書を国連機関が初めて発行

赤星 栄志 あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に「ヘンプ読本」「大麻草解体新書」「大麻という農作物」がある。

22年11月に国連貿易開発会議(UNCTAD)が新たな報告書として『一目でわかる商品・産業用ヘンプ特集』を発行した(図1)。これまでも国連機関は医療用大麻や嗜好用大麻に関する報告書を多数発行してきたが、1990年代から欧州やカナダで環境と健康にやさしいと注目されてきた「産業用ヘンプ」を取り上げたのは初めてのことである。今回はこの報告書の内容を紹介する。

興味深いのは、報告書の発行元が開発途上国の貿易、投資、開発の機会を最大化する支援を行なう国連機関であることだ。近年、南米やアフリカ諸国でもヘンプ栽培の合法化が広がっている現れである。同報告書では、過去には竹やカシューナッツ、コーヒーなどの農産物のほか、燃料電池原料やシエールガス、アラビアゴム、金などを取り上げている。

国際的な統計が実態に全然追いついていない!

報告書は6つの章から構成されている(表1)。

第2章では、ヘンプの一般的な用途とそれらが国際的な生産・貿易統計にどのように反映されている

るかを論じている。ヘンプの国際貿易における法的地位は、1961年麻薬単一条約第28条第2項の「専ら産業上の目的(繊維・種子)、園芸上の目的には適用しない」と明記され、薬物規制の対象外である。専らマリファナ成分であるTHC(テトラヒドロカンナビノール)の濃度基準で規制しているが、各国の法律によって0.2~1.0%の範囲で差があり、国際的に統一されていない。

また、国連加盟193カ国のうち、報告書に記載のあるヘンプ栽培国は40カ国で、用途別に繊維が28~30カ国で、ヘンプシード(子実)が14~16カ国という。ヘンプは寒帯から熱帯まで幅広い気候で栽培できるが、日本のようにまだ法律で栽培を原則禁止している国も多い。また、この連載では51カ国を紹介してきたが、栽培が始まったばかりの国の状況は国際的な統計情報に反映されていない。

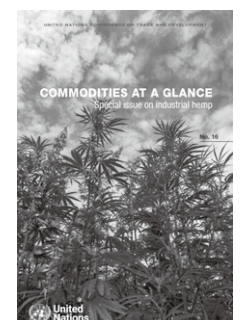
理由はいくつかある。まず、繊維目的の生産量しか入手できない

ため、FAO統計に基づくヘンプ栽培面積(19年)は全世界で約8万haだが、子実目的の栽培が盛んなカナダや米国のデータは含まれていない(図2)。また、国際貿易統計には、ヘンプ繊維、ヘンプくず、ヘンプ糸しか項目がないため、ヘンプシードやヘンプオイルなどの食品、CBD(カンナビジオール)

表1：報告書『一目でわかる商品・産業用ヘンプ特集』の概要

第1章 はじめに	報告書の概要
第2章 背景	定義と分類法の提示、植物特性と生態学的特性の説明、最新の用途の紹介、ヘンプ生産を規制する国際条約の評価
第3章 バリューチェーン	生産者が直面する用途別の制約、加工段階の用途別の課題と付加価値、消費者の関心が市場動向にどのように影響するかの検討
第4章 需要と供給	生産の実態とデータ(繊維と子実の用途別)、ヘンプ製品の国際貿易に関する情報、関税と非関税措置
第5章 価格	FAO統計やその他の情報源によって公表されたヘンプ原料・製品の取引単価と価格
第6章 政策提言	ヘンプの開発を促進するために政府が検討すべき政策課題(持続可能性、産業政策)

図1:国連貿易開発会議(UNCTAD)が発行した報告書



出典：<https://unctad.org/webflyer/commodities-glance-special-issue-industrial-hemp>

図3：全草利用による
ヘンプ・バリューチェーンの概念

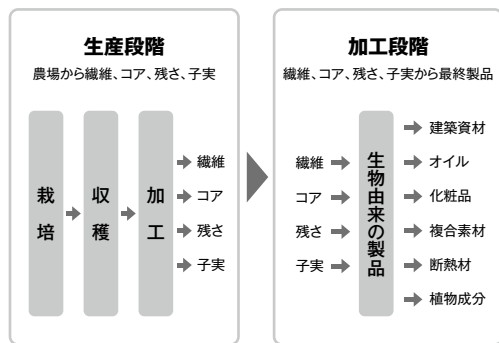
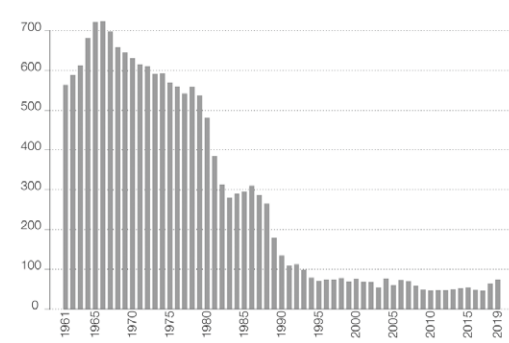


図2：FAO統計に基づくヘンプの栽培面積
(1961～2019年、千ha)



製品（医薬品やサプリメント等）の流通実態を把握できていない。市場調査会社によるヘンプ関連品目の貿易総額（20年）は約50億ドル（約7000億円）と推定されているが、国際貿易統計では4

報告書ではヘンプを次のように紹介している。「ヘンプは用途が広く、多目的な作物である。花と子実、茎、葉、根には、医療や工業、栄養などさまざまな用途があり、効果的に利用すれば大きな農業利益を生み出す可能性がある。したがって、植物のすべての部位の利用（全草利

全草利用を開発の中核に

200万ドル（58・8億円）ではない。国際統計の正確性に問題があるという指摘とともに、タイ・バンコクに本拠を置くアユタヤ銀行の研究部門「クルングスリ・リサーチ・インテリジェンス」のデータを引用して、ヘンプの市場規模は、27年には2兆6040億円と20年の5倍以上に拡大するという予測を記載している。

なお、国際貿易統計（20年）による原料の平均単価は、ヘンプ繊維が193・2円/kg、ヘンプくずが131・6円/kg、ヘンプ糸が1274円/kg、CBDアインレート（単離物）では、21年11月時点で16万8000円/kg（米国市場）だったが、需要より供給が過剰になり価格の下落傾向が続いている。

用）が、あらゆる用途での開発戦略の中核となるべきである」

注目したのは、国連機関の報告書で、ほかの農産物と大きく異なるヘンプの特性である「全草利用」に言及している点だ。わが国でも栽培が盛んだった第二次世界大戦前は、繊維を縄や紐に、それを織って衣服や袋をつくり、残った茎のオガラは茅葺屋根に、繊維くずは漆喰や土壁に、燃やした灰は携帯用カイロ灰に、種子は食用に、葉は肥料に、根や花穂は葉にと無駄なく生活の至るところで使われてきた歴史がある。

ここではEU（欧州連合）が17年に796万ユーロ（約10億円）を投じた「マルチヘンププロジェクト」を紹介している。収穫したヘンプの全成分を使って、繊維、オイル、建設資材、化学製品、バイオ燃料等を提供するために、分子遺伝学のレベルから最終製品の実演に至るまで、最先端の研究グループと産業界を結びつける取り組みである。バリューチェーンは生産段階と加工段階に分けてモデル化され（図3）、経済的な付加価値とともに、輪作作物として環境にも有益であることを評価している。

「嗜好用との区別は急務」

そして、日本のヘンプ産業の振興に大きなヒントを与えるのが、第6章の政策提言だろう。特に注目してほしい政策分野は、情報、規制の枠組み、持続可能性、産業戦略の4つである。

なかでも「嗜好用大麻と産業用ヘンプの明確化」と「品質保証」については、どの国でも大きな課題を抱えている。前者について「ヘンプの法的地位と嗜好品である大麻の法的地位を明確にすることが、各国政府に求められている。明確化することで、国内の生産者が法的措置に巻き込まれる金銭的リスクを最小限に抑えることができる」と指摘している。CBD製品に見られるコモディティ化（低価格、大衆化）の先に、原産地呼称・地理的表示を導入することで、生産者を守り、地域ごとの特性を尊重した生産を実現する「テロワール」の醸成が見込まれている。

なお、本報告書の仮訳（全84頁）は北海道ヘンプ協会のウェブサイトで公開しているので、詳細を確認していただきたい。

<https://www.hokkaido-hemp.net/resource.html>